

農業委員会議事録

平成30年9月13日

15時00分

2階 第2会議室

出席	農業委員 10名	農地利用最適化推進委員 2名	
委員出席者	会長 1番 篠崎 隆、	会長職務代理者 2番 阿部 三千里	
	委員 3番 堀田 友紀恵	4番 安武 一明	
	5番 松井 和行	6番 吉田 敬二	
	8番 福田 誠	9番 落石 好紀	
	10番 笠井 初男	11番 堺 千賀子	
	農地利用最適化推進委員 岩隈 和重（立花）、落石 廣孝（新宮）		
	委員欠席者 7番 石川 賢一		
	事務局出席者 竹上課長、森主幹、高野主査		
議 題			
事務局	全員起立、礼、ご着席ください。出席農業委員10名。欠席1名、7番石川委員。定数に達しておりますので、只今から9月の農業委員会総会を開会いたします。		
会 長	会長あいさつ 5番委員、6番委員議事録押印者任命。 それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。		
事 務 局	それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。1頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況畑、面積357㎡。所有者住所、〇〇。氏名〇〇。耕作者同じ。譲受申請者、〇〇。住所、〇〇。契約の内容贈与。都市計画、調整区域、農振計画、農用地。他2筆については記載のとおりです。3筆合計3,002㎡についてです。2頁をご覧ください。申請地は、三代公民館から北に約550mにある農地です。3頁に現況のわかる航空写真を、4頁に参考字図集合図を添付しております。〇〇での贈与であり、地元三代区で農業をされており特に問題ありません。以上で説明を終わります。		
会 長	何か意見はありませんか？地元委員会意見があれば願います。		

○ 番 委 員	申請人は、〇〇へ経営の若返りを目的に贈与をされます。場所は三代の集落から新設中学校へ抜ける道の途中にあり、野菜を生産されています。地元では特に問題ありません。
会 長	他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。続きまして、その他に入ります。事務局説明願います。
事 務 局	第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について説明します。5頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積396㎡のうち122㎡。所有者住所、〇〇。氏名〇〇。耕作者同じ。転用目的貸駐車場。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。1筆合計396㎡のうち122㎡についてです。6頁をご覧ください。申請地は、原上公民館から北西に約600mにある農地です。7頁に現況のわかる航空写真を、8頁に参考字図集合図を添付しております。着色部分が貸駐車場転用する箇所、申請農地の一部を転用します。9頁に計画図と縦横断図を添付しています。畑の一部を切土し、駐車場5台分を整備する計画です。駐車場は砂利敷きとし、雨水は集水して町側溝へ排出します。汚水はありません。隣地への影響がないよう被害防除を計画しており、特に問題ありません。以上で説明を終わります。
会 長	何か意見はありませんか？地元委員会意見があればお願いします。
○ 番 委 員	申請人は、〇〇さんの息子で農業をされています。自宅裏の畑で周囲は山林化しており転用しても問題ありません。申請内容についても、被害防除計画をしてあり、地元では特に問題ありません。
○ 番 委 員	分筆登記が必要ではないか？
事 務 局	分筆は必ずしも必要ありません。権利移動が発生しないため登記はしませんが、必要部分の測量と位置の確認はしています。
○ 番 委 員	登記しないと問題がでるのでは。課税の問題は？
事 務 局	農地法上登記までは求めていません。税についても、現況確認により課税する為問題ありません。法的には転用部分が明らかであれば問題ありません。
○ 番 委 員	測量図がついていないので確認できない。
事 務 局	今回添付してありませんでしたが、内容は事務局で確認しています。

進委員	縦横断図に切土の高さの記載がない。切土の高さにより、許可か届出かの判断もするので、記載があった方が分かり易い。
事務局	次回から審査できるように記載指導をします。今後、気をつけます。
会長	他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法4条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。続きまして、報告事項に入ります。事務局説明願います。
事務局	それでは報告案件について説明します。今回3件あります。報告案件①、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について説明します。10頁になります。 土地の所在〇〇、地目台帳畑、現況雑種地、面積1014㎡。所有者住所、〇〇、氏名、〇〇。転用届出者、住所、〇〇。氏名、〇〇。転用目的、店舗、コンビニエンスストア建築の為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。他2筆については記載のとおりです。3筆合計2135㎡についてです。11頁をお開きください。位置図になります。夜臼1区公民館から南東に約450mとなります。12頁に現況のわかる航空写真を、13頁に参考字図集合図を添付しております。14頁が計画図になります。計画地周囲はブロック、フェンス等で区切る為、隣地への影響はありません。雨水は計画地内で集水して、調整して町道側溝に放流します。汚水については下水へ接続します。出入口は、全面、背面の町道に1箇所ずつ計画しています。周辺に農地がなく、周囲への影響もない為、特に問題ありません。以上で説明を終わります。
会長	何か質問等がありませんか？無いようであれば、次の事項に入ります。
事務局	報告案件②、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について説明します。15頁になります。 土地の所在〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積1316㎡。所有者住所、〇〇、氏名、〇〇。転用届出者、住所、〇〇。氏名、〇〇。転用目的、店舗、コンビニエンスストア建築の為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。1筆合計1316㎡についてです。16頁をお開きください。位置図になります。夜臼1区公民館から南東に約450mとなります。17頁に現況のわかる航空写真を、18頁に参考字図集合図を添付しております。全体計画地は、申請地の隣地である372番6の土地とあわせてとなります。19頁が計画図になります。計画地周囲は既設ブロック、フェンス等で区切られており、隣地への影響はありません。雨水は計画地内で集水して、町道側溝に放流します。汚水については下水へ接続します。出入口は、県道に2箇所、町道に1箇所です。周辺に農地がなく、周囲への影響もない為、特に問題ありません。以上で説明を終わります。

<p>会 長</p>	<p>何か質問等がありませんか？無いようであれば、次の事項に入ります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告案件③、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について説明します。20頁になります。</p> <p>土地の所在〇〇、地目台帳田、現況雑種地、面積229㎡。所有者住所、〇〇、氏名、〇〇。転用届出者、住所、〇〇。氏名、〇〇。転用目的、戸建住宅建築の為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。1筆合計229㎡についてです。21頁をお開きください。位置図になります。湊区公民館から東に約300mとなります。22頁に現況のわかる航空写真を、23頁に参考字図集合図を添付しております。24頁が計画図になります。計画地周囲は既設及び新設ブロックフェンス等で区切られており、隣地への影響はありません。雨水は計画地内で集水して、町道側溝に放流します。汚水については下水へ接続します。周囲への影響もない為、特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か質問等がありませんか？無いようであれば、その他の事項に入ります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>新宮町農業委員会研修について説明（日程決定） 農地中間管理事業のパンフレット配布、説明</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何かありませんか？ないようでしたら、次回の日程調整を行います。（日程調整）</p> <p>それでは、今回は、10月9日（火）、15時00分から開催します。これをもって9月の農業委員会総会を閉会します。</p> <p>全員起立、礼、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上16：00分</p>